

# ひろしま東

2022  
春季号

第172号

## 広島町並み今昔

※会員の皆さんがお持ちの広島東税務署管内の古い写真をご提供ください。

富士見町交差点から北方面一帯  
国泰寺中学校 国泰寺高校 じぞう通り 中央通り 駅前通り  
平和大通り 円隆寺 中国電力主木部 白神社 保健所  
(写真は昭和42年11月) (写真提供: 広島市公文書館)

富士見町の広島東警察署跡地一帯で「ヒルトン広島」となるホテル建設が進んでいます。ホテルは高さ94.5m、地上22階・塔屋2階で420室の客室を備えます。2022年4月の竣工を目指します。

中央通り保健所交差点より北方面を望む。





広島東税務署長  
豊川晋次氏

広島東税務署長講演会

12月6日、リーガロイヤル広島にて、豊川晋次広島東税務署長にご講演いただきました。  
「経験を踏まえて」と題され、前半ではこれまで対応された、いくつかの事例について資料を使って説明いただき、後半ではインターネット取引での申告トラブルの動画を閲覧いたしました。特に後半の動画については、軽い気持ちで始めた人に調査が入り追徴金

を含めた多額の支払いが発生しております。悪気はなく、申告と納税について知らなかったためです。昨今ではメルカリ等だれでも手軽に収入につながるオークションサイトや動画サイトでの広告収入が増えており、また低年齢化もしております。知らないという理由が成り立たないよう、収入があれば申告納税が義務であることの周知が必要であると感じました。  
(青年部会 広報委員 三宅就一郎)



国税局長講演会

広島国税局長  
永田寛幸氏

10月21日、リーガロイヤルホテル広島にて、永田寛幸広島国税局長による「これからの税務行政」と題しご講演をいただきました。  
現状の税収入の割合や、過去から現在までの財政の歳出と税収の変動などご説明していただき、そしてICTを活用した、新しい取り組みなどについても分かりやすい説明で、大変興味深く聴講させていただきました。

e-taxを利用する事で、コロナウイルス対策としても、確定申告会場で密になるのを防ぐ事も出来ますし、更には税務署での作業が格段に効率化する事が出来るなど今後更なるデジタル化によって働き方改革にも繋がるお話もありました。  
今回の講演で、納税に対する意識、法人会活動への参加意義を改めて再確認する事が出来ました。  
(青年部会 広報副委員長 築城隆臣)

CONTENTS

目次

〈表紙〉広島町並み今昔 富士見町周辺  
局長講演会・署長講演会…………… 1  
新入会員オリエンテーション・オンライン講習会… 2  
税制改正に関する提言 (要約)・  
税制提言活動…………… 3・4  
理事会・三者連絡協議会・  
全国青年の集い 佐賀大会 …… 5  
社会貢献活動・各種表彰…………… 6  
青年部会 9月例会・租税教室 …… 7  
青年経営者勉強会・  
ゴルフコンペ交流会・12月例会…………… 8

全国女性フォーラム 新潟大会・  
税に関する絵はがきコンクール…………… 9  
女性部会 第二回定例会・大人の遠足…………… 10  
インボイス制度説明会・新設法人説明会…………… 11  
会員企業のお店紹介⑭…………… 12  
税理士業務アラカルト…………… 13  
新入会員の紹介…………… 14  
キャッシュレス納付のご案内…………… 15  
キャッシュレス納付利用者の声…………… 16  
保険情報…………… 17  
事務局だより・季間予報・編集後記…………… 18

## 新入会員オリエンテーション

1月25日、ANAクラウンプラザホテル広島において、新入会員13名、取扱保険会社三社及び法人会役員の出席により、新入会員オリエンテーション・名刺交換会を開催しました。新入会員の紹介をはじめ、担当役員から、法人会の活動内容や入会メリット、福利厚生制度の説明が行われました。

当日、懇親会はできませんでしたが、今後の行事・事業活動への積極的な参加・協力をいただくことを確認しました。

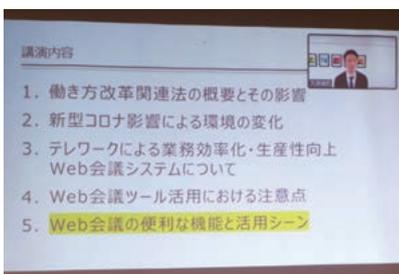


また、この機会に当会青年部会が全国青年の集い佐賀大会で発表した「租税教室プレゼンテーション」を生で再現し、租税教育事業の取組を出席者に披露しました。出席した青年部会卒業生からは「感動しました！教壇に立つと子供達に「本気で」伝えたい気持ちになりますよね。それが伝わって、共感して、思い出して少しウルツときました。」との声が寄せられました。

## オンライン講習会

1月28日、商工会議所と共催で、(株)プロイノベーションの久原健司氏を講師に迎えて、オンライン講習会が開催されました。『Web会議を利用した新時代の業務効率化ーコロナ禍が続く「いま」だからこそ、働き方改革ー』と題して、遠隔での講座が行われました。新型コロナウイルスの影響で働き方が問われる中で、初めての人でも分かりやすいようにWeb会議の代表的なツール(Zoom)の活用方法に加え、新しい時代のビジネスコミュニケーションについて学びました。参加者43名。当会も今年度からZoomとライゼンス契約を結んでおり、これまで数多くのWeb会議やWeb配信での説明会を行っています。今回の講習会を通じて、更に充実を図りたいと思います。

久原健司氏



もみじ饅頭を超えた  
生もみじ

にしき堂

# 令和税制改正に関する提言要約

## 全国法人会総連合

### 《基本的な課題》

#### I. 税・財政改革のあり方

○膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米、英、ドイッ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

○我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税制改正によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

#### 1. 財政健全化に向けて

○2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳入・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

(1)感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2)財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方向策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3)国債の信託が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかが、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

○社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

○次なる新型コロナウイルス感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。

(1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4)生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

#### 3. 行政改革の徹底

○地方を含めた政府・議会は「まず臍より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度は、すでに運用を開始している

が、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言いがたい。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改正のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

○政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるとも、もっと具体的な工程を早急に示すべきである。

#### 1. 新型コロナウイルスへの対応

○中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行うに、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

#### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1)法人税率の軽減措置  
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則以下すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2)中小企業の技術革新と経済活性化に資する措置  
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新と経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで「中占設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3)中小企業の設備投資支援措置  
中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

#### 3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設  
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事者として他の一般資産と切り離し、非上場株式会社を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実  
平成30年度税制改正では、中小企業の代わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対して適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナウイルスの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。

(3)取引相場のない株式の評価の見直し  
取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

#### 4. 消費税への対応

○消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大さくないが、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しに対応するが適当であること等を指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっており、消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(2)システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(3)令和5年10月より「適格請求書発行事業者」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

### Ⅲ. 地方のあり方

○今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があり、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

○地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地域技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特産品に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。(3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自自治体で広く導入すべきである。

(4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が改善せず、高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日常制を広く導入するなど見直すべきである。

### Ⅳ. 震災復興等

○政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

○また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に

立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

1. 納税環境の整備  
環境問題に対する税制上の対応  
欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

2. 租税教育の充実  
《税目別の具体的課題》  
1. 法人税関係  
1. 役員給与の損金算入の拡充  
2. 同族会社も業種連動給与の損金算入を認めるべき  
3. 交際費課税の適用期限延長  
3. 欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

1. 所得税のあり方  
(1)基幹税としての財源調達機能の回復  
(2)各種控除制度の見直し  
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。  
(3)個人住民税の均等割  
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2. 少子化対策  
3. 相続税・贈与税関係  
1. 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。  
2. 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。  
(1)贈与税の基礎控除を引き上げる。  
(2)相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

4. 地方税関係  
1. 固定資産税の抜本的見直し  
令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について  
前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。  
(1)商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。  
(2)家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。  
(3)償却資産については、納税者の事務負担軽減の観

点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。  
(4)固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれていたため、大幅に引き上げる。  
(5)国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。  
2. 事業所税の廃止  
事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

## 令和4年度

## 税制改正提言

12月24日、野坂会長、長沼副会長、黒木税制委員長は松井広島市長及び佐々木広島市議会議長を訪問し、令和4年度の税制改正に関する提言を行いました。また、12月9日、国会議員の齊藤鉄夫氏、平林晃氏、日下正喜氏の事務所に提言書を提出しました。

- 《令和4年度税制改正スローガン》
- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
  - 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
  - コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
  - 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！



広島市長へ

市議会議長へ

1. 超過課税  
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
2. 法定外目的税  
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。
3. その他  
1. 配当に対する二重課税の見直し  
2. 電子申告

## 理事会の開催



9月30日、広島商工会議所において理事会が開催されました。コロナ対策として、理事会では初となるリモート参加16名を含め開催することができました。

理事会では、3件の報告事項の説明が行われるとともに、4件の審議事項についていずれも承認可決されました。報告事項…①今年度事業計画実施状況及び収支状況について、②今年度福利厚生制度の進捗状況について、③代表理事・業務執行理事の職務の状況報告について、審議事項…①今年度会員増強推進について、②今年度研修事業について、③今年度地域社会貢献活動について、④創立50周年行事について



## 三者連絡協議会の開催

8月24日、RCC文化センターにおいて、広島東税務署・中国税理士会広島東支部・取扱保険会社三社からご来賓を多数お招きするとともに、リモート参加12名を加え三者連絡協議会が開催されました。

特に、本年度は経営者大型保障制度創設から50周年の節目を迎え、これを契機に協力三社との緊密な連携を図りながら新規会員の増加と福利厚生制度の



広島東税務署 署長 豊川晋次氏



中国税理士会広島東支部 支部長 樋元雅一氏



AIIG損害保険(株) 法人会戦略推進部長 中村秀樹氏

加入増加を推進していくことが確認されました。2021年度の新規加入目標を200社とし、関係機関への協力依頼とともに「役員一人一社以上の獲得」という全国的な目標達成に向けた取組等について、意識の徹底がなされました。

## 第35回 法人会全国青年の集い 佐賀大会

11月25、26日佐賀市文化会館にて「第35回法人会全国青年の集い佐賀大会」が開催されました。今回は新型コロナウイルス感染症対策のため、現地参加は4人のみで他の参加者はオンライン視聴という少し寂しい大会になりましたが、我が広島東青年部会は、租税教室プレゼンテーションの発表を行い、組織委員会の下井副委員長がプレゼンター、小川委員長が補助として壇上に立ち、堂々とした素晴らしいプレゼンテーションを披露しました。惜しくも最優秀賞は取れませんでした。広島東はこんなにも素晴らしい租税教室を行っていることを日本全国の法人会員にアピール出来たと思っております。今後もこのような租税教室が継続出来るよう精一杯努力してまいります。

(青年部会長 中村栄二)



# ● 社会貢献活動 ●

## 租税教育用下敷きの寄贈

広島東税務署管内の小学校4年生、中学校1年生を対象とした租税教育用下敷きを3、400枚作成し、11月22日に寄贈しました。租税教育の環境醸成と地域社会貢献を目的とした下敷きの寄贈は、今回で17回目となります。



### 各種表彰者

広島国税局長納税表彰

香川 基吉 (株)福屋

広島東税務署長表彰

徳納 剛 福徳技研(株)

山本 茂樹 (株)大進本店

江坂 則之 (株)お墓の江坂

広島東税務署長感謝状

奥田 耕一 (株)河崎組

楠田 一夫 旭東建材(株)

中学生の税についての作文

〈広島東法人会 会長賞〉

広島城北学園 広島城北中学校

岡野 由弥さん

中学生の税についての習字

〈広島東法人会 会長賞〉

広島市立二葉中学校

竹島 奈央さん

広島市優良技能勤労者表彰

山本 真二 田中電機工業(株)

長島 大樹 (株)ホライズン・ホテルズ

広島ホテル事業所

ANAクラウンプラザ

ホテル広島

森川 興 小川精機(株)

則包 晃弘 (株)リマック

玖村 好宣 (株)クラタメカニカル

サービス



11月12日

11月12日

11月12日

ひろしま銘菓

川通り餅

御菓子処 亀屋